

京都産業大学同窓会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は京都産業大学同窓会と称する。

2 本会の通称名は「神山会」とする。

(目的)

第2条 本会は会員相互の親睦をはかり、京都産業大学の充実・発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会はその目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 大学当局と本部・支部および会員との連絡
- (2) 会報の発行および会員名簿の管理
- (3) 教育に関する各種の事業
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(設置)

第4条 本会は本部の事務所を京都市北区上賀茂本山、京都産業大学内に置き、支部は必要な地に置く。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は正会員・特別会員・名誉会員・準会員・賛助会員の5種とする。

(1) 正会員は次のとおりとする。

- ① 京都産業大学各学部の卒業生
- ② 京都産業大学大学院の修了者

(2) 特別会員は、京都産業大学の現教職員および旧教職員のうち理事会の承認した者とする。

(3) 名誉会員は、本会に功労のあった者で理事会の承認した者とする。

(4) 準会員は、京都産業大学各学部の在學生とする。

(5) 賛助会員は、京都産業大学各学部を3学年以上の学年において除籍または

退学した者で、入会を希望し理事会の承認を得た者とする。

(退 会)

第6条 本会を退会しようとする者は、その旨書面で会長に届け出るものとする。

(会費納入)

第7条 正会員・準会員および賛助会員は、会費を納入しなければならない。会費は別に定める会費納入規程によるものとする。

(返 納)

第8条 既に納めた会費は、いかなる理由があっても返却しない。

(除 名)

第9条 会員で京都産業大学同窓会会則（以下「会則」という。）または理事会・総会の決議に違反した者、および本会の名誉を傷つける行為のあった者は、理事会の決議により除名することができる。

第3章 役員、理事、監事

(役員等)

第10条 本会に次の役員（会長、副会長、専務理事、部長理事）、理事および監事を置く。

(1) 会長	1名
(2) 副会長	4名
(3) 専務理事	1名
(4) 部長理事（総務、財務、事業、広報、支部担当）	5名
(5) 理事	20名
(6) 監事	2名

(任 務)

第11条 会長は本会を代表し会務を総理する。また、会長は総会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐する。

3 副会長のうち会長の指名する1名を会長代行とし、会長に支障があるときはその職務を代理する。

4 専務理事は、会長の命を受けて会務を総括する。

5 部長理事は、専務理事の命を受けて本会の会務を分掌して、本会の運営と会務の執行にあたる。

6 理事は、理事会を組織し、同窓会を運営する。

7 監事は、本会の会務ならびに会計を監査する。

(任期)

第12条 役員、理事および監事の任期は、任期満了に伴う選任のあった年の12月1日から1期3年間とする。

2 役員、理事および監事である者の再任については、会長、副会長、専務理事および部長理事は連続2期までとする。

3 欠員による補充された前号の役員、理事および監事の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任の際の連続任期には加算しない。

(役員選考委員会)

第13条 役員、理事および監事の選考にかかる役員選考委員会については、別に定める。

2 役員選考委員会の委員には次の中から7名をもって組織し、常任理事会において選出する。

- | | |
|---------------------------|----|
| (1) 名誉会長 (京都産業大学学長) | 1名 |
| (2) 大学教職員 (京都産業大学学長からの推薦) | 1名 |
| (3) 同窓会前会長 | 1名 |
| (4) 参与 | 1名 |
| (5) 任期の終了する会長 | 1名 |
| (6) 任期の終了する副会長 | 1名 |
| (7) 理事経験者 | 1名 |

但し、上記(3)～(6)に該当者がなく充足できない場合は理事経験者を充当できるものとする。

3 役員選考委員会委員は、同窓会の理事、監事には立候補できない。

4 役員選考委員の任期は1期3年とし、再任されることができる。

(立候補)

第14条 理事(専務理事および部長理事を除く)および監事に就任を希望する正会員は、立候補しなければならない。

2 立候補の書式は、別に定めることとし、自筆による所信表明用紙に経歴を付けて役員選考委員会委員長あてに別に定める期日までに提出しなければならない。

(選出)

第15条 理事および監事の選出にあたっては、会員情報を勘案して正会員の立候補者のうちから役員選考委員会において指名する。

2 前項に定める会員情報とは、会員の卒業学部、同窓会活動歴、地域性、年代層、

男女比、所属クラブ（体育系・文化系）および社会での経歴等のバランスを指すものとし、それらを総合的に勘案して選考するものとする。

- 3 会長は、理事のうちから役員選考委員会において選出する。
- 4 副会長は、理事の中から新任の会長が通常総会当日に指名し、任命する。
- 5 専務理事および部長理事は、名誉会長（京都産業大学学長）の推薦により、常任理事会の議を経て、通常総会2か月前までに現任の会長が任命する。
- 6 監事は、他の役員および理事を兼ねることはできない。
- 7 役員選考委員は選出した役員、理事および監事に対して選出通知書を発行する。
- 8 選出された役員、理事および監事は、選出通知書を受けた日から当該年11月30日までに役員選考委員会へ宣誓書を提出しなければならない。
- 9 役員選考委員会は、前項の宣誓書を提出しない選出された役員、理事および監事に対して、選出を取り消すことができる。
- 10 役員選考委員会委員長は、選出された役員、理事および監事を通常総会に報告する。

（名誉会長および名誉顧問）

第16条 本会に、名誉会長および名誉顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長には京都産業大学学(総)長を、名誉顧問には学校法人京都産業大学理事長を理事会の議を経て推戴する。

（顧問および参与）

第17条 理事会の決議によって、本会に正会員および特別会員の中から顧問および参与（同窓会活動への余人をもつての特別功労者）を置くことができる。

- 2 前同窓会会長は顧問となることができる。
- 3 顧問および参与は理事会で推戴する。

第4章 総会

（通常総会）

第18条 通常総会は毎会計年度終了後、開くものとする。

（臨時総会）

第19条 臨時総会は必要に応じて開くものとする。

（招集1）

第20条 通常総会および臨時総会は、会長がこれを招集する。

（招集2）

第21条 通常総会の招集は、少なくとも期日より1週間前に会報またはホームページで、日時・場所を示さなければならない。

(報告事項)

第22条 次の事項は、通常総会に報告するとともに、その概要を会報に掲載するものとする。

- (1) 決算報告
- (2) 事業報告
- (3) その他常任理事会で必要と認めた重要事項

(議決)

第23条 総会の決議事項は、出席した正会員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第24条 総会の議事録は、本会事務局が作成し、会長の指名した理事2名が署名捺印のうえ、事務局に保管するものとする。

第5章 会議

(会議)

第25条 本会の会議は、常任理事会および理事会とし、会長が招集する。

2 議長は、会長とする。

(常任理事会)

第26条 常任理事会は、役員（会長、副会長、専務理事および部長理事）で組織する。

2 常任理事会は、同窓会の業務執行の決定を掌る。

3 常任理事会の開催は、原則として年4回とし、会長が認めた時は、臨時にこれを開くことができる。

4 緊急を要する場合は、文書の回付によって会議に代えることができる。ただし、次回の常任理事会において報告をしなければならない。

5 常任理事会の議事録は、本会事務局が作成し、会長の指名した部長理事2名が署名捺印のうえ、事務局に保管するものとする。

(理事会)

第27条 理事会は、役員（会長、副会長、専務理事および部長理事）、理事および監事で組織する。

- 2 理事会の開催は、原則として年3回とし、会長が認めた時あるいは、理事の半数以上の請求があったときは、臨時理事会を開くことができる。
- 3 理事会は、会則の改正、その他総会に提出する重要事項を審議し、細則の制定、改廃、その他会の運営に関する重要事項を審議する。
- 4 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 理事会の議事録は、本会事務局が作成し、会長の指名した部長理事または理事のうち2名が署名捺印のうえ、事務局に保管するものとする。

(監 事)

第28条 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。ただし、評決には加わらない。

第6章 支 部

(支部の設置)

第29条 本会は、別に定める規定により支部を置く。

第7章 会 計

(会計年度)

第30条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(収 入)

第31条 本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもって当てる。

(資産管理)

第32条 会長は、本会の資産管理者となる。

- 2 本会の資産を処分しようとするときは、常任理事会の議決を経て理事会の議決によらなければならない。

(予 算)

第33条 本会の予算は、常任理事会の議決を経て理事会の承認を得なければならない。

(決 算)

第34条 本会の決算は、会計年度終了後の理事会において、監事の意見を付し、理事会の承認を得なければならない。

2 会長は、通常総会の日より2週間前までに第22条に掲げる書類を監事に提出しなければならない。

3 決算に剰余金があるときは、基本財産に繰入れまたは次年度に繰越すことができる。

(保存)

第35条 会計に関する記録は、7年保存とし、会長がこれを保存する。

第8章 事務局

(業務内容)

第36条 本会は、会の業務を処理するために事務局を置き、その責任者として事務局長を置く。

2 事務局長は専務理事をもって充てる。

3 事務局に関する必要な規定は、常任理事会の議を経て会長が定める。

第9章 補則

(補則)

第37条 本会の運営に必要な規定は、別に定める。

(会則改廃)

第38条 この会則の改廃は、理事会において出席理事の3分の2以上の同意を得て行うことができる。

附則

1 この会則は、平成29年2月26日から施行し、平成29年12月1日から適用する。

2 前項の定めにかかわらず、任期が平成29年12月1日からの役員、理事および監事の選出については、前項の施行日からこの会則第13条から第15条までの定めを適用する。

3 会長、専務理事の交代にあたり、新旧役員の間窓会運営にかかる引継ぎを円滑に行うために、猶予期間として1年間は必要に応じて諸会議等への出席を求めることができる。